

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しました。

記

被処分者	(1) 所属 行財政局付（事案発生時：環境政策局南部まち美化事務所） (2) 年齢・性別 47歳・男性 (3) 職位・職種 係長・ごみ運転手
処分日	令和5年5月12日
処分内容	戒告
事案概要	被処分者は以下の場面においてパワーハラスメントに当たる威圧的な発言を行った。 1 令和4年8月、同僚職員Aとの間で、業務の進め方に意見の食い違いが生じた際。 2 同年同月、直属の部下であった作業長Bに対し、業務に関する指摘を行った際。 3 令和3年6月頃以降、直属の部下であった作業長Cに対し、業務に関する指摘を行った際。
備考	上記事案に対する管理監督責任として、事案発生時の南部まち美化事務所長及び同事務所次長に対し、市長から文書による嚴重注意を行った。